

避難者訴訟 第18回期日（2016年8月24日）報告

1 第8回本人尋問（一部証人尋問）

2016年8月24日に実施された第8回本人尋問は、はじめて2つの法廷で実施され、1日に原告10名の尋問を行うという、これまでにない試みとなりました。

尋問を受けた11名の原告、ご家族の方、傍聴されたみなさん、そして担当弁護士の方々、大変お疲れ様でした。

2 準備書面の陳述と書証の取調べ

午前10時から10時5分までの5分間を使って、今回提出した準備書面の陳述と書証の取調べを行いました。

3 本人尋問の経過

その後、二つの法廷に分かれ、合計10世帯、11名の原告及び原告のご家族の方の尋問が行われました。

尋問のすべてをご報告することはできませんが、尋問をした原告の方のお話を、一部お伝えします。

(1) 原告Aさん（檜葉町）に関する尋問は、これまでにない方法での尋問となりました。Aさんは難聴を患っており、長時間の尋問を行うことが困難であったため、Aさんにはポイントのみ語っていただき、それ以外の細かな事実については、Aさんの長女であるBさん（檜葉町）に語っていただきました。

Aさんは、原発事故まで、歩行器や車いす、杖などを使わず自由に歩行できていたのが、原発事故によって、足に痛みやしびれが出て、歩行が困難になったこと、健康状態が悪化したことに対する辛さ、健康な身体を返してほしいという切実な気持ちを語りました。

また、Aさんは、事故前は、長男夫婦の隣の家に引っ越し、頻繁に長男夫婦と顔を合わせたり、正月やお盆には長女夫婦が遊びに来てくれたりすることがAさんにとっての幸せであったのが、原発事故によりそれらを奪われた辛さを語りました。孫や家族と過ごす時間の嬉しさを身体全体で表しておられたのが印象的で、それを奪われたAさんの悲しみを強く感じました。

わずか10分程度の尋問でしたが、時間の長短にかかわらず充実した内容となりました。

(2) Bさん（檜葉町）は、AさんがBさんとそのお兄さんを男手一つで育てあげてくれたこと、Aさんが檜葉町の自然豊かな環境や長男夫婦の隣で暮らせ

ることを気に入り、檜葉町を終の棲家にしようとしていたこと、避難による健康の悪化等の避難の過酷さ、Aさんの趣味がことごとく奪われたこと、Aさんが口にする故郷への想いなど語りました。とりわけ、老後の楽しみを奪われ、身体を不自由にしたことについて、Aさんが、しばしば「健康な身体と檜葉での生活を奪われて悔しい」と言っていること、そして、そのようなAさんの姿を見るのは娘として辛いことなど、Bさんが語った無念の思いが心に残りました。

絆の強い親子であるからこそわかる、BさんにとってのAさんの苦しみが、説得的に伝わってきました。

(3) Cさん(双葉町)は、相馬の野馬追祭りに対する熱い情熱を注いでいたことを語りました。毎年、野馬追に家族が総出で参加していたこと、1000有余年の伝統がある野馬追に参加できることに充実感や使命感を感じていたこと、野馬追への参加がきっかけで馬具と甲冑に興味を持ち、定年後、それらを扱う古物商を住み慣れた双葉町で開業する計画を立てていたことなど、Cさんの野馬追に対する並々ならぬ思いに圧倒されました。Cさんが語った「正月になると、私は7月武士になれるとの気持ちがあった」「野馬追は人生の全て」といった言葉が印象的でした。

また、Cさんは、原発事故によって、誇りに思っていた野馬追の参加者、特に若者の参加者が減少し、野馬追が縮小していく無念さ、古物商の開業に対する複雑な思い、家族が将来を失った苦しみなどについて語りました。Cさんが「東電に謝罪してもらいたい」と強い口調で語ったとき、Cさんの東電に対する強い怒りの気持ちを感じました。

(4) Dさん(小高区)は、2人のお子さんをもつお父さんです。父親という立場から、お子さんにとってかけがえのない時間を小高で過ごさせられなかった辛さや、避難生活で子どもが苦勞している姿を見ながら感じた悲しさなどを語りました。

避難生活については、子どもが借り上げ住宅に避難後は学校から帰ると毎日わんわん泣くようになってしまったことや、小高での楽しかった思い出の写真を見ても思い出せなくなってしまったことなど、子どもへのストレスの高さをひしひしと感じる出来事が語られました。とりわけ、「避難先から知らない学校に通うことになった子どもが文句ひとつ言わないのがかわいそうだった」との父親としての辛い心情が現れた言葉には裁判官も涙を見せていました。

また、小高での生活について、お子さんとの思い出を弁護士から尋ねられたDさんは、言葉を詰まらせながら「念願のマイホームで何をやっても楽しかった」

と語りました。本来家族で幸せに過ごすはずだったふるさとと時間が原発事故で失われてしまったことを痛感させる言葉でした。

(5) Eさん(富岡町)は、人付き合いが得意なタイプではなく穏やかな自分の時間を大切にする人です。富岡での生活は、先祖代々の土地で農業をしながら慎ましくとも自分で生計を立てられる点や、農作物の世話に熱中でき、趣味のランニングをのびのびとできる点、妻とお互いに農仕事があるため適度な距離感で穏やかな生活をできる点で、Eさんにとって大事なものであったことが語られました。

一方、避難先の東京での生活については、趣味のランニングは続けているものの「走っても楽しくない」「これから先の不安で頭がいっぱいになり走っていないと頭がおかしくなりそうだから走らざるを得なくて走っている」との言葉があり、原発事故によって穏やかな生活からストレスでいっぱいの日々に変わってしまったことが現れていました。

(6) Fさん(檜葉町)は、もともと雑木林だった実家の周りの土地を幼いころ家族と田畑に開拓したこと、その土地の一部を使いお姉さんと自給自足の生活をしてきたこと、いずれはその場を地域や観光客との交流の場にしたいとの思いで観賞用の池を整備していたこと、原発事故後は猪の被害や除染作業のため田畑や池は元の姿を失ってしまったこと、原発事故後初めて自宅に帰ったとき防護服を着せられたり全身検査を受けたりした恐ろしさで自宅に帰るのはあきらめたこと、ふるさとのことを思い出すとストレスからめまいなどするようになったことなどが語られました。お姉さんとの楽しい充実した時間を原発事故によって失ったことが痛いほど感じられました。

加えて、Fさんは姉との農業生活を諦めた心情について「罪悪感がある」と語りました。姉は檜葉に戻っているとのことで、「ふるさとを捨ててしまった。姉を捨ててしまった」との思いがあり、Fさんが檜葉に帰るといつも雨で、姉から「母の涙だ」と言われ言い返さなかったと、辛い心情を吐露しました。最後に弁護士から「原発事故で失ったものは何か」と問われると、「失ったものがありすぎてどれを話せばいいのかわからない」と答えました。Fさんが語った心情からは、ふるさとを失う辛さは単純なものではなく、深い葛藤をもたらすものだということが法廷中に伝わりました。

(7) Gさん(広野町)は、本件事故直前に広野町に家建て、念願のマイホームで、妻、お子さん二人の四人で生活していました。しかし、その直後に、本件事故により、Gさん一家はマイホームを離れ、いわき市に避難しました。

本件事故後、広野町の避難指示が解除された後、広野町の小学校は、ひときわ早く、広野町で再開されました。

Gさん一家は、放射線量が高い広野町から避難しているにもかかわらず、子どもをその広野町に通わせなければならないことに強い不安と苦しみを覚えながらも、お子さんの友人関係を尊重して、お子さんを広野町の小学校に通わせました。

しばらくは、Gさんの妻が、いわき市からお子さんの送り迎えをしていましたが、それも大変になり、Gさん一家も広野町に戻るようになりました。

Gさん一家は、広野町の家に戻りましたが、放射線量が高い中で生活するという強い不安を抱えて毎日を過ごしていらっしゃいます。

(8) Hさん(檜葉町)は、檜葉町で生まれ育ちました。檜葉町には就職先が十分になく、Hさんは20代で、就職のため、檜葉町を出ました。

しかし、そのときから、ずっと、老後は檜葉町で生活しようと考え、その計画を実現することを目的に長年仕事を続けてきました。

Hさんは仕事の関係で、転々と単身赴任をしていましたが、本件事故の5年ほど前から、福島県に戻り、富岡町の会社の寮で生活しており、檜葉町の実家、いわき市の妻を頻繁に訪問していました。その生活の中で、ふるさと、檜葉町の良さを再度確認していらっしゃったのでしよう。

平成23年8月に退職し、檜葉町に帰り、ようやく念願の田舎暮らしができていた矢先に、原発事故が発生し、Hさんは、檜葉町の故郷を失いました。

Hさんは、避難生活のため、退職することもできなくなりました。しかし、Hさんの働く目的は、故郷檜葉町に帰ることでした。それが失われ、Hさんは「心が折れた」とおっしゃっています。心が折れた中で、避難、仕事を続けていた強い苦痛が感じられました。

(9) Iさん(檜葉町)は、檜葉町の農家に嫁ぎ、40年にもわたり、農業をして暮らしてきました。

Iさんは、農作物の世話をし、その成長を見るのが楽しみであり、また土いじりをするのも大好きでした。自分で作ったものを収穫し、それをおいしく食べ、また、近所の人や家族に食べてもらい、おいしいと思ってもらうのも喜びでした。

また、Iさんは、農協の仕事をしたり、町の委員になったりして、年代を問わず、檜葉町で、幅広い人との深い人間関係を築いていました。

しかし、それが、本件原発事故ですべて失われてしまいました。

Iさんはもう、楡葉町で農業をすることはできません。仮に農作物を作っても、人に上げることに躊躇してしまうだろうと語っています。

Iさんは、農業を失ってしまい、「自分はいらぬというのか」という気持ちになったそうです。Iさんにとって、農業がやりがいであり、生きがいであり、それが原発事故により失われたのです。

(10) Jさん(富岡町)は、本件原発事故前は富岡町で生活していました。富岡町では、青年会のグループで活動しており、和太鼓などの練習などで、頻りに、地域の人たちとコミュニケーションをとっていました。

しかし、本件原発事故後、地域の人たちはばらばらになってしまいました。

また、Jさんの家は、代々農家で、Jさんも農業を継ぐつもりでいました。しかし、本件原発事故により、家族も避難し、実家の農業を継ぐことも難しくなっていました。

Jさんもまた、それまでの当たり前の暮らしが失われた一人でした。

(11) Kさん(小高区)は、登山が趣味で、小高区では、地域の人たちと山岳サークルを作り、みんなで1か月に1回会議をして、登山する山を決め、定期的に登山をするなどして活動していました。

Kさんは、その登山サークルの中心メンバーでした。Kさんは、地域の人に登山の楽しみを知ってもらうことが喜びだったのです。

しかし、本件原発事故により、Kさんは会津に避難することになり、登山サークルに定期的に参加することができなくなりました。そのため、登山サークルを辞めざるを得なくなりました。

Kさんは、尋問で、本件原発事故により、コミュニティ、生活が失われたことについて、涙を流すほどの悲しみと、東電への怒りの気持ちを表していました。その姿は、強く胸を打ちました。

(12) 今回、尋問をした10人の原告は、それぞれ、ふるさとでかけがえのない生活を送っていました。ここで記載したことは、そのごく一部にすぎません。

しかし、本件原発事故は、原告のみならず、多くの福島、近隣県の人たちのふるさと、そこでの生活、これまで築き上げてきた人生そのものを、大きく壊しました。

裁判官も、ときに目に涙を浮かべ、鼻をすすりながら、原告の話に耳を傾けていました。

今後も尋問は続きますが、全世帯の、質の良い尋問をやり抜き、被害の実態

を裁判所の心に刻み付け、裁判所に必ず勝訴判決を書かせましょう。

4 進行協議

尋問が終わった後、進行協議期日という、今後の裁判の手続きについて原告、被告、裁判所の三者が協議をする会議がありました。

進行協議期日では、9月、11月に予定されている検証の日程、10月、12月、また、年明けに予定されている尋問の予定を詰めました。

5 次の裁判

次の裁判は、9月30日に行われる、検証期日です。

検証では、裁判所が現地に来て、短い時間ではありますが、現地の状況を確認します。

7月にはいわき市の仮設住宅、広野町、檜葉町、檜葉町の原告宅跡地を対象に、検証を行いました。その第二弾となります。

9月の検証では、南相馬市小高地区、浪江町、双葉町の、原告の自宅、農地、地域の中心部の町並みや公共施設などを裁判所に見てもらいます。

話で聞くだけではわからない、ふるさとの生の現状を裁判所に見てもらう機会です。尋問と並行して、成功させたいと思います。

以上

弁護士 山田大輔

弁護士 岸朋弘

弁護士 水谷陽子